

# 法的知識

# 法的知識は薬に似ている

- 薬に頼りすぎた医療と、薬を避けすぎた医療はどちらも不適切
- 法的知識に頼りすぎた調停と、法的知識を避けすぎた調停はどちらも不適切

# 法的知識提供を避けるべき理由

- 対話促進者と知識提供者の役割混同を避ける
- 調停人が間違える可能性がある
  - 判断に必要な情報が出そろっていない
  - 当事者の理解が一面的になる可能性がある  
例) 一方が有利な判例

# 議論をかみ合わせる

- 権利義務に関わる議論を促す
- 調停人でなく相手当事者を説得するにはどうしたらよいかを考えてもらう
- 双方の強みと弱みをはっきりさせる
- 権利の実現のための過程への理解を確かめる

*情報提供よりは質問で話し合いを進行させる*

# あえて法的知識提供する場合

1. 当事者の対話を先行させる
2. 当事者が聞く準備ができているか確かめる
3. 私メッセージで不確実性と共に伝える

# 私的自治の範囲

- 不法な内容になっていないかのネガティブチェック
- 公序良俗・強行法規
- 動態としての社会理解  
例) 我慢すべきか、ハラスメントか？